

【必ずお読みください】

償却資産（固定資産）とは

償却資産とは、会社や個人で工場や商店などを経営している人が、事業のために用いることができる機械・器具・備品などをいいます。リース業などで、他人に資産を賃貸している場合も含まれます。

償却資産は、事業に使用する資産のみが課税されます。地方税法第 383 条の規定により、すべての事業所に申告していただくものです。

申告について

1 月 1 日現在、南魚沼市内に所有している課税対象となる償却資産をすべて申告してください。前年以前に取得した資産で、申告が漏れていた場合も申告してください。

増加資産や減少資産がない場合は、申告書の備考欄に「異動なし」と記入し、提出してください。対象資産がない場合や、廃業・転出・経営移譲等があった場合は、その旨を記入し提出してください。

償却資産の申告期限は毎年 1 月 31 日です。

正当な理由なく申告されない場合は、地方税法第 386 条および南魚沼市税条例第 63 条の規定により過料が科されることがあります。また、虚偽の申告をされた場合にも、地方税法第 385 条の規定により罰則を受けることがあります。期限内に正しい申告をお願いします。どうしても提出をいただけない場合は、令和 5 年度と同様の資産を有するとみなし課税いたします。また、現地調査を行わせていただく場合があります。

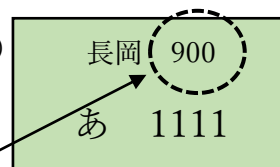
償却資産の種類

償却資産種類	資産の例
1 構築物	防壁、井戸、消雪設備、路面舗装、緑化施設、庭園、ビニールハウス、広告塔、下水道、貯水池、構造上家屋と一体でない建物付属設備、テナントが施工した内装工事など
2 機械・装置	施盤、ポンプ、動力配線設備、ブルドーザー・パワーショベル等の自走式作業用機械、乾燥機・調製機等の農作業用機械、各種製造設備、大型冷蔵設備など
3 船舶	漁船、モーターボート、貸しボートなど
4 航空機	ヘリコプター、グライダーなど
5 車両・運搬具	電気機関車、貨車・客車、フォークリフト、大型特殊自動車など
6 工具・器具・備品	事務机、陳列棚、コピー機、パソコン、電気冷蔵庫、電子計算機、自動販売機、除雪機、理・美容機器、医療機器、測定工具、看板、エアコンなど

《裏面あり》

課税対象外の資産

- ①無形資産（権利など）
- ②少額償却資産（取得価格 10 万円未満で減価償却しない資産）
- ③一括償却資産（取得価格 20 万円未満で 3 年の均等償却をする資産）
- ④事業用ではなく家庭用に使用している資産
- ⑤耐用年数が 1 年未満の資産
- ⑥自動車税・軽自動車税の課税対象資産



*大型特殊自動車は償却資産の申告が必要です。分類番号が「0」、「00～09」、「000～099」、「9」、「90～99」、「900～999」のものは申告してください。

***自動車税や軽自動車税の対象となっているもの（乗用装備のある農耕用トラクター・田植機・コンバインなど）は、判別ができずに二重課税となってしまう場合等がありますので申告しないようお願いいたします。帳簿の管理等の理由で計上する場合は、必ず車のナンバーを記入するなど、自動車税・軽自動車税の対象となっていることがわかる旨を記入してください。**

***乗用装備のある農耕用トラクター・田植機・コンバインなどは公道を走らない場合でも軽自動車税の課税対象です。ナンバーを取得し、軽自動車税を納める必要があります。**

◎「償却資産」に区分されるのか判断しにくいものがありましたら、税務課まで連絡してください。

提出にあたっての注意事項

- ① 個人番号（マイナンバー）または法人番号を申告書上部の記入欄3にご記入ください。個人番号を記入したものを提出する場合は、窓口での確認が必要となります。申告案内裏面「個人番号（マイナンバー）について」を確認してください。
- ② 申告書は2枚複写です。黒のボールペンで強めに記入してください。
- ③ 申告用紙が不足の場合は、下記問い合わせ先まで請求してください。
- ④ 電子申告している場合や、各申告者のシステム等で申告書をご使用の場合など、複写式の申告書用紙の送付が不要の場合は、申告書の備考欄にその旨を記入してください。
- ⑤ 前年以前に取得した資産について誤りがあった場合は、別表の種類別明細書（一覧）を朱書きで修正し、申告書と併せて提出してください。修正内容によっては、過年分についても税額更正の対象となることがあります。（新規事業所および電算処理にて申告書を作成している事業所には明細書は送付していません。）
- ⑥ 地方税法第 349 条の 3 または同法附則第 15 条に適用する特例を受ける場合は、『固定資産税（償却資産）の特例適用申請書』および添付書類を提出してください。（申請書様式が必要な場合は下記問合せ先まで請求してください。南魚沼市のウェブサイトでも取得可能です。）
- ⑦ 耐用年数や増加事由などの記入漏れが毎年多く見受けられますので、別紙記載例を参考のうえご記入ください。

問合せ先：南魚沼市六日町 180 番地 1
南魚沼市役所税務課資産税班
TEL. 025-773-6668